

2019年11月29日

株 主 各 位

東京都台東区台東一丁目31番7号
株式会社 S H O E I
代表取締役社長 石田 健一郎

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2019年12月19日（木曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時20分)
 2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 株式会社太陽の株式の取得（特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続きによる取得）の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shoei.com/>）に掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、2019年12月19日（木曜日）の午後6時00分まで受付をいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

携帯電話によるインターネットでの議決権行使はできませんのでご了承ください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

〈議決権電子行使プラットフォームについて〉

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時、通話料無料)

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、英国のEU離脱問題や米中の動きを背景に株式や為替相場の不安定な動きから先行きに不透明感はあるものの、堅調な企業業績やインバウンド需要もあり堅調に推移しました。また、当社を取り巻く環境も同様に堅調に推移しております。

高級二輪乗車用ヘルメット市場においては、欧州市場は、堅調な個人消費に支えられドイツ、フランス、イタリア等全地域において依然底堅く縮小傾向は見受けられませんでした。

北米市場は、若者の二輪車離れから二輪新車販売は依然停滞しており、ヘルメット市場も横ばいで推移しました。

日本市場は、堅調な個人消費に支えられ251cc以上の二輪新車販売も微増で推移しており、ヘルメット市場もシニア層を中心に高級品、複数個所有の傾向が継続しております。

アジア市場は、中国が昨年8月以降ヘルメット規格変更の影響もあり市場規模は一時停滞しましたが第3四半期以降回復基調となりました。また、他のアジア諸国は小規模ながらも順調に拡大しております。

また、このような市場状況に加え当社が推し進めているお客様のニーズに沿った新モデルの開発・製造及びお客様の安全をサポートする販売・サービス体制の構築が成功裏に推移しました。

このような状況の下で、当連結会計年度における日本、海外を合わせた販売数量は、依然好調な受注に生産が追い付かない状況が継続し前年度比7%増加となりました。

欧州市場は、主力モデルのNEOTEC2及び今期発売のGT-Air2が好調であり販売数量は前年度比12%増加となりました。北米市場は、昨年のカリフォルニア州での森林火災による消費者心理の冷え込みや天候不良の影響から低迷が続いておりますが、NEOTEC2、GT-Air2の好調により販売数量は前年度比7%増加となりました。日本市場は、販売代理店から販売店への販売数量は前年度比10%の増加となっているものの、タイトな生産状況により当社から同代理店への販売が前年度比4%減少となりました。アジア市場では、全体の販売数量が前年度比13%増加となりました。中国市場はヘルメット規格変更の影響により一時停滞したものの、第3四半期以降回復基調となっており前年度比6%増加となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は18,616百万円と、前年度比1,467百万円(8.6%)の増収、為替も想定よりは円高に推移しなかったこと、子会社販売が好調なことにより営業利益は4,203百万円と、前年

度比469百万円（12.6%）の増益となりました。経常利益は4,179百万円と前年度比407百万円（10.8%）の増益となりました。また、税金等調整前当期純利益は4,180百万円と前年度比432百万円（11.6%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は2,935百万円と前年度比357百万円（13.9%）の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート：1ドル＝110.49円、前年度比0.71円の円安、1ユーロ＝123.47円、前年度比8.56円の円高、海外子会社換算レート（2019年6月28日）：1ドル＝107.79円、前年度比2.75円の円高、1ユーロ＝122.49円、前年度比5.42円の円高となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、%）

| 品 目 名      | 第 62 期<br>(2018年<br>9月期) |       | 第 63 期<br>(2019年<br>9月期) |       |       |
|------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|            |                          | 構 成 比 |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 二輪乗車用ヘルメット | 15,772                   | 92.0  | 16,952                   | 91.1  | 7.5   |
| 官需用ヘルメット   | 80                       | 0.5   | 81                       | 0.4   | 0.7   |
| そ の 他      | 1,296                    | 7.6   | 1,582                    | 8.5   | 22.1  |
| 合 計        | 17,148                   | 100.0 | 18,616                   | 100.0 | 8.6   |

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、%）

| 販 売 地 域 | 第 62 期<br>(2018年<br>9月期) |       | 第 63 期<br>(2019年<br>9月期) |       |       |
|---------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|         |                          | 構 成 比 |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 国 内     | 4,586                    | 26.7  | 4,557                    | 24.5  | △0.6  |
| 欧 州     | 7,910                    | 46.1  | 8,991                    | 48.3  | 13.7  |
| 北 米     | 2,767                    | 16.1  | 2,889                    | 15.5  | 4.4   |
| そ の 他   | 1,884                    | 11.0  | 2,176                    | 11.7  | 15.5  |
| 合 計     | 17,148                   | 100.0 | 18,616                   | 100.0 | 8.6   |

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め1,055百万円で、その主なものは茨城工場の建物（附属設備を含む）58百万円、機械及び装置217百万円、金型242百万円、工具器具備品31百万円及び岩手工場の建物（附属設備を含む）51百万円、機械及び装置203百万円、金型197百万円、工具器具備品29百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 第 60 期<br>(2016年 9 月期) | 第 61 期<br>(2017年 9 月期) | 第 62 期<br>(2018年 9 月期) | 第 63 期<br>(2019年 9 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売上高(百万円)                     | 14,138                 | 15,641                 | 17,148                 | 18,616                 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益<br>(百万円) | 2,192                  | 2,358                  | 2,578                  | 2,935                  |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円)   | 159                    | 171                    | 187                    | 213                    |
| 総 資 産 (百万円)                  | 13,453                 | 15,003                 | 16,755                 | 18,252                 |
| 純 資 産 (百万円)                  | 10,489                 | 12,255                 | 13,659                 | 15,065                 |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)     | 761                    | 889                    | 991                    | 1,093                  |

### (5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

#### ① 生産体制

依然タイトな生産状況、当社休日の出勤を改善するためにも、継続的に生産設備増強と人員増員を実施し、お客様への商品出荷を早めるとともに当社休日出勤を改善してまいります。

#### ② コスト削減

原材料、部品の共通化並びに生産の効率化、平準化による製造原価の低減を徹底するとともに流通経費の削減にも努めてまいります。

#### ③ PL案件

業績変動要因の一つとして、製造物責任法に基づく損害賠償請求案件（以下、「PL案件」と表示します。）があげられ、当社グループと致しましてはリスク・ヘッジのためにPL保険を付保しております。

#### ④ 知的財産権

当社製品がプレミアムヘルメットとしてのポジションを堅持していくためにも、特許、意匠、商標など知的財産権の保護が必要です。今後も特許取得、維持管理に注視し、SHOEIブランドの地位を確かなものにしてまいります。

#### ⑤ ブランドの維持向上

当社は、SHOEIブランドのさらなる育成・維持が不可欠と認識しており、そのためにはお客様に適切な商品説明を行う販売体制の構築並びにお客様のニーズに合った新製品開発が重要でありそれに努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種FRP(強化プラスチック)ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2019年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

| 社名                              | 所在地                                                                     |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 当社                              | 本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、<br>岩手工場：岩手県一関市                                   |
| SHOEI (EUROPA) GMBH             | ELISABETH SELBERT STR. 13, 40764 LANGENFELD, GERMANY                    |
| SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | ELISABETH SELBERT STR. 13, 40764 LANGENFELD, GERMANY                    |
| SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 21 RUE GAMBETTA, ZA DU PETIT ROCHER F-77870 VULAINES SUR SEINE, FRANCE  |
| SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 3002 DOW AVE, SUITE 128, TUSTIN, CA. 92780, U. S. A.                    |
| SHOEI ITALIA S. R. L.           | VIA BISCEGLIE 74, 20152 MILANO, ITALY                                   |
| SHOEI ASIA CO., LTD.            | 591 SUKHUMVIT ROAD 33, NORTH KLONGTON, WATTANA, BANGKOK 10110, THAILAND |

(注) 上記のうち、SHOEI ASIA CO., LTD. については、当事業年度において新たに設立した非連結子会社であります。

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

| 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 460 (100) 名 | △1 (+10) 名  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 422 (97) 名 | 0 (+10) 名 | 42.2歳 | 17.2年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年9月30日現在)

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名                             | 資本金           | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                   |
|---------------------------------|---------------|---------|---------------------------|
| SHOEI (EUROPA) GMBH             | 25,564ユーロ     | 100%    | 欧州地域の代理店管理及びマーケティング       |
| SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | 100,000ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 609,797ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 122,500米ドル    | 100%    | 北米地域の代理店管理及びマーケティング       |
| SHOEI ITALIA S. R. L.           | 100,000ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI ASIA CO., LTD.            | 10,000,000バーツ | 49%     | ヘルメットの販売及び東南アジア地域のマーケティング |

(注) 上記のうち、SHOEI ASIA CO., LTD. については、当事業年度において新たに設立した非連結子会社であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 13,772,400株 (自己株式871株を含む)  
 (3) 株主数 2,761名  
 (4) 単元株式数 100株  
 (5) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                                                    | 持 株 数 ( 株 ) | 持 株 比 率 ( % ) |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
| NORTHERN TRUST CO.<br>(AVFC) RE FIDELITY<br>FUNDS                                        | 1,362,126   | 9.89          |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社(信託口)                                                              | 1,136,100   | 8.25          |
| 昭和電工株式会社                                                                                 | 888,000     | 6.45          |
| NORTHERN TRUST CO.<br>(AVFC) RE IEDUCITS<br>CLIENTS NON LENDING<br>15 PCT TREATY ACCOUNT | 749,700     | 5.44          |
| アルク産業株式会社                                                                                | 700,000     | 5.08          |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社(信託口)                                                            | 621,300     | 4.51          |
| RBC I S T 1 5 P C T N O N<br>L E N D I N G A C C O U N T<br>- C L I E N T A C C O U N T  | 595,500     | 4.32          |
| 明和産業株式会社                                                                                 | 400,000     | 2.91          |
| CLEARSTREAM BANKING S. A                                                                 | 362,600     | 2.63          |
| 株 式 会 社 太 陽                                                                              | 350,000     | 2.54          |

(注) 持株比率は自己株式(871株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                       |
|----------|-----------|------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石 田 健 一 郎 |                                    |
| 専務取締役    | 鶴 見 優 之   | 生産本部長兼茨城工場長                        |
| 専務取締役    | 大 野 信 太 郎 | 商品企画本部長                            |
| 取締役      | 多 比 良 淳 二 | 内部監査室長                             |
| 取締役      | 小 林 慶 一 郎 | 経済産業研究所ファカルティフェロー<br>東京財団政策研究所研究主幹 |
| 取締役      | 清 水 匡 輔   | 弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所）              |
| 常勤監査役    | 平 野 明 人   |                                    |
| 監査役      | 小 出 豊     | 小出公認会計事務所代表<br>東京産業株式会社 取締役 監査等委員  |
| 監査役      | 山 上 欣 二   | 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 取締役会長            |

- (注) 1. 2019年4月1日付で、取締役 小林慶一郎氏は東京財団政策研究所の研究主幹に就任致しました。
2. 監査役 平野明人氏は長年に亘り当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小林慶一郎氏及び清水匡輔氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び山上欣二氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次の通りであります。
- ① 常務取締役 大野信太郎氏は、2019年2月1日付で専務取締役に就任いたしました。
- ② 2019年4月1日付で、取締役 多比良淳二氏の担当が総務部長兼内部監査室長から内部監査室長となりました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の額      |
|-----------|------|------------|
| 取締役       | 6名   | 161,444千円  |
| (うち社外取締役) | (2名) | (10,500千円) |
| 監査役       | 3名   | 14,805千円   |
| (うち社外監査役) | (2名) | (4,800千円)  |
| 合計        | 9名   | 176,249千円  |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会決議において年額170,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会決議において年額15,000千円以内と決議いただいております。
3. 当期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・ 当期における役員退職慰労引当金の繰入額36,367千円 (取締役4名に対し35,062千円、監査役1名に対し1,305千円)

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係
- イ. 取締役小林慶一郎氏は、経済産業研究所ファカルティフェロー、東京財団政策研究所研究主幹であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役清水匡輔氏は、弁護士法人 ほくと総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表、東京産業株式会社の取締役 監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ニ. 監査役山上欣二氏は、株式会社サクラ・アルク・エーイーの取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況
- イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会 (15回開催) | 監査役会 (13回開催) |
|-----------|--------------|--------------|
|           | 出席回数         | 出席回数         |
| 取締役 小林慶一郎 | 15回          | —            |
| 取締役 清水匡輔  | 15回          | —            |
| 監査役 小出 豊  | 15回          | 13回          |
| 監査役 山上欣二  | 13回          | 11回          |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役小林慶一郎氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

取締役清水匡輔氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

監査役小出豊氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、監査役山上欣二氏は、豊富な実務経験と幅広い見識から、いずれも取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,280千円 |

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の業務以外である、財務報告及び労務人事に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況の概要は、以下の通りであります。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について

[体制]

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」のモニタリングをし、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

[運用状況の概要]

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用し、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2名体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しています。

- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクをモニタリングし、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めています。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

### 〔体制〕

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

### 〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理させています。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等が整備され、保存・管理状況は定期的にモニタリングしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。

## 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について

### 〔体制〕

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。

- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

〔運用状況の概要〕

- (1) 「リスク管理規程」に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) 「リスク管理規程」に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、当社事業の各現業を把握した経営幹部（当社においては「執行役員以上」をいいます。）並びに幹部社員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、「組織管理規程」に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。

- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社長経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取り締役に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告する体制の適切な維持を図ります。

#### 〔運用状況の概要〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しております。また、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取り締役に報告しております。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底を図っております。
- (5) 「リスク管理規程」に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告しております。



- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について  
〔体制〕

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役がその職務を補助するに必要とする調査を行う権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役がその職務を補助するに必要とする調査を補助します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 現在、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
  - (2) 監査役補助者は、監査役がその職務を補助するに必要とする調査を行う権限を有しております。また、関係部署は、監査役がその職務を補助するに必要とする調査に協力しております。
- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について  
〔体制〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。
- (4) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めています。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

〔体制〕

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

〔運用状況の概要〕

監査役職務の執行に必要な費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。

9 その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (3) 業務執行取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 代表取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けております。
- (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしております。
- (3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。
- (4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産   | 14,679,209 | 流 動 負 債         | 2,240,108  |
| 現金及び預金    | 9,018,639  | 買掛金             | 495,905    |
| 受取手形及び売掛金 | 2,233,168  | 未払金             | 307,291    |
| 商品及び製品    | 1,227,427  | 未払法人税等          | 650,191    |
| 仕掛品       | 661,877    | 賞与引当金           | 223,200    |
| 原材料及び貯蔵品  | 703,465    | その他             | 563,518    |
| 為替予約      | 19,524     | 固 定 負 債         | 946,152    |
| その他       | 820,832    | 役員退職慰労引当金       | 151,743    |
| 貸倒引当金     | △5,726     | 退職給付に係る負債       | 753,103    |
| 固 定 資 産   | 3,572,905  | 資産除去債務          | 41,306     |
| 有形固定資産    | 2,883,240  | 負 債 合 計         | 3,186,260  |
| 建物及び構築物   | 1,021,617  | 純 資 産 の 部       |            |
| 機械装置及び運搬具 | 1,273,241  | 株 主 資 本         | 15,765,829 |
| 工具、器具及び備品 | 302,013    | 資 本 金           | 1,394,778  |
| 土 地       | 211,544    | 資 本 剩 余 金       | 391,621    |
| 建設仮勘定     | 74,824     | 利 益 剩 余 金       | 13,981,413 |
| 無形固定資産    | 65,696     | 自 己 株 式         | △1,983     |
| 投資その他の資産  | 623,969    | その他の包括利益累計額     | △699,975   |
| 繰延税金資産    | 413,605    | 為替換算調整勘定        | △511,702   |
| その他       | 210,363    | 退職給付に係る調整累計額    | △188,272   |
| 資 産 合 計   | 18,252,115 | 純 資 産 合 計       | 15,065,854 |
|           |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 18,252,115 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（自 2018年10月1日）  
（至 2019年9月30日）

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 18,616,239 |
| 売上原価            |           | 11,104,082 |
| 売上総利益           |           | 7,512,156  |
| 販売費及び一般管理費      |           | 3,308,207  |
| 営業利益            |           | 4,203,949  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 2,435     |            |
| 受取保険金           | 1,045     |            |
| 補助金収入           | 7,146     |            |
| その他             | 9,800     | 20,428     |
| 営業外費用           |           |            |
| 為替差損            | 39,744    |            |
| 債権売却損           | 33        |            |
| 障害者雇用納付金        | 1,800     |            |
| その他             | 3,397     | 44,976     |
| 経常利益            |           | 4,179,401  |
| 特別利益            |           |            |
| 固定資産売却益         | 830       | 830        |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 4,180,232  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,257,283 |            |
| 法人税等調整額         | △12,516   | 1,244,766  |
| 当期純利益           |           | 2,935,465  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 2,935,465  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2018年10月1日）  
（至 2019年9月30日）

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |         |            |         |            |
|-------------------------|-----------|---------|------------|---------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 1,394,778 | 391,621 | 12,326,708 | △1,568  | 14,111,539 |
| 当 期 変 動 額               |           |         |            |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |         | △1,280,760 |         | △1,280,760 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |           |         | 2,935,465  |         | 2,935,465  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |         |            | △415    | △415       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |         |            |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —       | 1,654,705  | △415    | 1,654,290  |
| 当 期 末 残 高               | 1,394,778 | 391,621 | 13,981,413 | △1,983  | 15,765,829 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                   | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | 為替換算調整勘定              | 退職給付に係る調<br>整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | △278,595              | △173,181         | △451,777          | 13,659,762 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                  |                   | △1,280,760 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                       |                  |                   | 2,935,465  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |                  |                   | △415       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △233,106              | △15,091          | △248,198          | △248,198   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △233,106              | △15,091          | △248,198          | 1,406,091  |
| 当 期 末 残 高               | △511,702              | △188,272         | △699,975          | 15,065,854 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称  
SHOEI (EUROPA) GMBH  
SHOEI DISTRIBUTION GMBH  
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION  
SHOEI ITALIA S. R. L.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1社
- ・ 非連結子会社の名称 SHOEI ASIA CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、新規設立により当連結会計年度から非連結子会社を含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法を適用していない非連結子会社（SHOEI ASIA CO., LTD.）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

なお、新規設立により当連結会計年度から持分法非適用の非連結子会社を含めております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準 時価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 当社は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。在外連結子会社は主に移動平均法による低価法によっております。
- ・ 仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によ

- っております。
- 在外連結子会社  
定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産  
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
当社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金  
当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の  
期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び  
過去勤務費用の費用処理  
方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ハ. 退職給付における簡便法  
の採用  
当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。



⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…売掛金、予定取引
- ハ. ヘッジ方針 外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 時価との比較分析により、連結会計年度末にその有効性評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,463,671千円
- (2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

|         |              |
|---------|--------------|
| 当座貸越極度額 | 1,512,249千円  |
| 借入実行残高  | <u>415千円</u> |
| 差引額     | 1,511,833千円  |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 13,772千株      | 一千株          | 一千株          | 13,772千株     |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 0千株           | 0千株          | 一千株          | 0千株          |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分89株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### 配当金支払額等

###### イ. 2018年12月21日開催第62期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,280,760千円
- ・1株当たり配当金額 93円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月25日

###### ロ. 2019年12月20日開催第63期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 1,459,782千円
- ・1株当たり配当金額 106円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月23日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

|                            | 連結貸借対照表<br>計上額      | 時 価        | 差 額 |
|----------------------------|---------------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金                 | 9,018,639           | 9,018,639  | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金(※1) | 2,233,168<br>△5,726 |            |     |
|                            | 2,227,442           | 2,227,442  | —   |
| 資産計                        | 11,246,081          | 11,246,081 | —   |
| (1) 買掛金                    | 495,905             | 495,905    | —   |
| (2) 未払金                    | 307,291             | 307,291    | —   |
| (3) 未払法人税等                 | 650,191             | 650,191    | —   |
| 負債計                        | 1,453,389           | 1,453,389  | —   |
| デリバティブ取引(※2)               | 19,524              | 19,524     | —   |

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を計上しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,093円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 213円15銭   |

# 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産         | 8,949,542  | 流 動 負 債         | 2,187,895  |
| 現金及び預金          | 4,480,740  | 買 掛 金           | 715,055    |
| 売 掛 金           | 1,993,265  | 前 受 金           | 257,600    |
| 商品及び製品          | 308,896    | 未 払 金           | 378,402    |
| 仕 掛 品           | 661,877    | 未 払 費 用         | 109,562    |
| 原材料及び貯蔵品        | 703,465    | 未 払 法 人 税 等     | 484,923    |
| 未 収 入 金         | 237,880    | 賞 与 引 当 金       | 223,200    |
| 前 払 費 用         | 107,869    | そ の 他           | 19,151     |
| 為 替 予 約         | 19,524     | 固 定 負 債         | 646,515    |
| そ の 他           | 436,022    | 役員退職慰労引当金       | 151,743    |
| 固 定 資 産         | 3,650,643  | 退職給付引当金         | 453,466    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,815,301  | 資 産 除 去 債 務     | 41,306     |
| 建 物             | 886,437    | 負 債 合 計         | 2,834,411  |
| 構 築 物           | 126,642    | 純 資 産 の 部       |            |
| 機 械 装 置         | 1,256,414  | 株 主 資 本         | 9,765,774  |
| 車 輛 運 搬 具       | 12,012     | 資 本 金           | 1,394,778  |
| 工 具 器 具 備 品     | 254,702    | 資 本 剩 余 金       | 391,621    |
| 土 地             | 211,544    | 資 本 準 備 金       | 391,621    |
| 建 設 仮 勘 定       | 67,548     | 利 益 剩 余 金       | 7,981,358  |
| 無 形 固 定 資 産     | 59,225     | 利 益 準 備 金       | 29,500     |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 59,175     | そ の 他 利 益 剩 余 金 | 7,951,858  |
| そ の 他           | 50         | 繰 越 利 益 剩 余 金   | 7,951,858  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 776,117    | 自 己 株 式         | △1,983     |
| 関 係 会 社 株 式     | 16,108     | 純 資 産 合 計       | 9,765,774  |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 280,145    | 資 産 合 計         | 12,600,186 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 298,065    | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 12,600,186 |
| そ の 他           | 181,797    |                 |            |
| 資 産 合 計         | 12,600,186 |                 |            |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自 2018年10月1日）  
（至 2019年9月30日）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 16,436,739 |
| 売 上 原 価               | 10,945,397 |
| 売 上 総 利 益             | 5,491,341  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,353,626  |
| 営 業 利 益               | 3,137,715  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 1,685      |
| 受 取 保 険 金             | 55         |
| 補 助 金 収 入             | 7,146      |
| そ の 他                 | 6,198      |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 為 替 差 損               | 38,489     |
| 債 権 売 却 損             | 33         |
| 障 害 者 雇 用 納 付 金       | 1,800      |
| そ の 他                 | 1,269      |
| 経 常 利 益               | 3,111,208  |
| 特 別 利 益               |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 769        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 3,111,978  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 942,581    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △24,287    |
| 当 期 純 利 益             | 2,193,685  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（自 2018年10月1日  
至 2019年9月30日）

（単位：千円）

|         | 株 主 資 本   |         |              |           |            |            |        |             |              |
|---------|-----------|---------|--------------|-----------|------------|------------|--------|-------------|--------------|
|         | 資 本 金     | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |            |            | 自己株式   | 株 主 資 本 計 合 |              |
|         |           | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金   |            |        |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|         |           |         |              |           | 繰越利益剰余金    |            |        |             |              |
| 当期首残高   | 1,394,778 | 391,621 | 391,621      | 29,500    | 7,038,933  | 7,068,433  | △1,568 | 8,853,265   |              |
| 当期変動額   |           |         |              |           |            |            |        |             |              |
| 剰余金の配当  |           |         |              |           | △1,280,760 | △1,280,760 |        | △1,280,760  |              |
| 当期純利益   |           |         |              |           | 2,193,685  | 2,193,685  |        | 2,193,685   |              |
| 自己株式の取得 |           |         |              |           |            |            | △415   | △415        |              |
| 当期変動額合計 | —         | —       | —            | —         | 912,924    | 912,924    | △415   | 912,509     |              |
| 当期末残高   | 1,394,778 | 391,621 | 391,621      | 29,500    | 7,951,858  | 7,981,358  | △1,983 | 9,765,774   |              |

|         | 純 資 産 合 計  |
|---------|------------|
| 当期首残高   | 8,853,265  |
| 当期変動額   |            |
| 剰余金の配当  | △1,280,760 |
| 当期純利益   | 2,193,685  |
| 自己株式の取得 | △415       |
| 当期変動額合計 | 912,509    |
| 当期末残高   | 9,765,774  |

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                            |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法        |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 子会社株式                      | 移動平均法による原価法によっております。                                                                                                                                                                                                                           |
| (2) デリバティブの評価基準            | 時価法によっております。                                                                                                                                                                                                                                   |
| (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法       |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 製品、仕掛品、原材料                 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。                                                                                                                                                                                        |
| (4) 固定資産の減価償却の方法           |                                                                                                                                                                                                                                                |
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）         | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。                                                                                                                                                            |
| ② 無形固定資産                   | 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                               |
| ③ 少額減価償却資産                 | 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。                                                                                                                                                                                           |
| ④ リース資産                    | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                                                                                                                                            |
| (5) 引当金の計上基準               |                                                                                                                                                                                                                                                |
| ① 貸倒引当金                    | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                               |
| ② 賞与引当金                    | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                                                                                                                                                                                |
| ③ 役員退職慰労引当金                | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を計上しております。                                                                                                                                                                                                    |
| ④ 退職給付引当金                  | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                       |
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法          | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                                                                                                                                |
| ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 | 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生事業年度から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |

ハ、退職給付における簡便法の採用

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度については、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジ処理によっております。  
ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引  
外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。  
時価との比較分析により、事業年度末にその有効性評価を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 717,740千円 |
| 短期金銭債務 | 85,120千円  |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,312,942千円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っており、保証極度額は以下の通りであります。

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| SHOEI (EUROPA) GMBH | 354,060千円 (3,000千ユーロ) |
|---------------------|-----------------------|

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,500,000千円 |
| 借入実行残高  | —千円         |
| 差引額     | 1,500,000千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|      |             |
|------|-------------|
| 営業収益 | 4,876,934千円 |
| 営業費用 | 444,933千円   |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 0千株         | 0千株        | —千株        | 0千株        |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分89株であります。



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |  |           |
|----------------|--|-----------|
| 繰延税金資産         |  |           |
| 賞与引当金          |  | 67,406千円  |
| 未払事業税          |  | 27,585千円  |
| 役員退職慰勞引当金      |  | 45,826千円  |
| 退職給付引当金        |  | 136,946千円 |
| その他            |  | 39,536千円  |
| 繰延税金資産小計       |  | 317,301千円 |
| 評価性引当額         |  | △15,006千円 |
| 繰延税金資産合計       |  | 302,295千円 |
| 繰延税金負債         |  |           |
| 建物附属設備(資産除去債務) |  | △4,229千円  |
| 繰延税金負債合計       |  | △4,229千円  |
| 繰延税金資産純額       |  | 298,065千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社の名称                           | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関 係 内 容 |                                  | 取引の内容          | 取引金額(千円)  | 科 目  | 期末残高(千円) |
|-----|---------------------------------|-------------------|---------|----------------------------------|----------------|-----------|------|----------|
|     |                                 |                   | 役員兼任等   | 事業上の関係                           |                |           |      |          |
| 子会社 | SHOEI (EUROPA) GMBH             | 100               | —       | 当社が製造する製品の販売、欧州地域の代理店管理及びマーケティング | 製品の販売          | 49,941    | 売掛金  | 7,178    |
|     |                                 |                   |         |                                  | 代理店管理及びマーケティング | 217,039   | 未払金  | 27,628   |
|     |                                 |                   |         |                                  | 借入債務保証(注3)     | 354,060   | —    | —        |
| 子会社 | SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | 100               | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製品の販売          | 2,731,898 | 売掛金  | 401,598  |
|     |                                 |                   |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 4,414     | 未払金  | 585      |
| 子会社 | SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 100               | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製品の販売          | 2,079,832 | 売掛金  | 301,240  |
|     |                                 |                   |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 33,828    | 未払金  | 8,159    |
| 子会社 | SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 100               | 取締役1名   | 当社が製造する製品の販売、北米地域の代理店管理及びマーケティング | 製品の販売          | 12,107    | 売掛金  | 2,993    |
|     |                                 |                   |         |                                  | 代理店管理及びマーケティング | 188,971   | 未収入金 | 1,913    |
| 子会社 | SHOEI ITALIA S. R. L.           | 100               | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製品の販売          | 3,154     | 売掛金  | —        |
|     |                                 |                   |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 680       | 未払金  | —        |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 借入債務保証の金額は、金融機関からの借入に対する保証極度額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 709円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円29銭 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

株式会社 S H O E I

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲生 ⑧  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之 ⑧  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHOEIの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHOEI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

株式会社 S H O E I

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲生 ⑧  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之 ⑧  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2018年10月1日から2019年9月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事実

2019年11月14日開催の取締役会において、2019年12月20日開催予定の第63期定時株主総会で承認されることを条件として、株式会社太陽株式を取得し、完全子会社化すること及び具体的な取得方法等を決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年11月20日

株 式 会 社 S H O E I 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 平 野 明 人 ㊟

社 外 監 査 役 小 出 豊 ㊟

社 外 監 査 役 山 上 欣 二 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第63期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の用途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金106円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,459,782,074円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年12月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役石田健一郎氏、鶴見優之氏、大野信太郎氏及び清水匡輔氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名（うち1名は社外取締役）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いしだ けんいちろう<br>石田 健一郎<br>(1960年11月29日生) | 1983年4月 三菱商事株式会社入社<br>2013年5月 当社入社参与海外営業部長<br>2013年7月 SHOEI (EUROPA) GMBH代表取締役社長 (共同代表)<br>2013年7月 SHOEI DISTRIBUTION GMBH代表取締役社長<br>2013年7月 SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SABL代表取締役社長<br>2013年7月 SHOEI ITALIA S. R. L. 代表取締役社長<br>2013年12月 当社取締役海外営業部長<br>2016年10月 当社代表取締役社長 (現任)<br>2016年12月 SHOEI (EUROPA) GMBH取締役 (共同代表) | 13,000株    |
| 2     | つるみ まさゆき<br>鶴見 優之<br>(1957年11月6日生)     | 1984年5月 当社入社<br>1994年6月 当社商品開発部企画広報室長<br>1996年4月 当社商品開発グループ開発室長<br>2003年10月 当社開発部長<br>2007年10月 当社茨城工場長<br>2009年12月 当社取締役茨城工場長<br>2010年12月 当社取締役生産本部長兼茨城工場長<br>2016年10月 当社専務取締役生産本部長兼茨城工場長 (現任)                                                                                                                           | 52,000株    |
| 3     | しみず ぎょうすけ<br>清水 匡輔<br>(1979年8月14日生)    | 2005年11月 司法試験合格<br>2007年9月 ボールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業入所<br>2009年4月 ときわ法律事務所入所<br>2012年7月 佐藤総合法律事務所入所<br>2015年12月 当社取締役 (現任)<br>2017年9月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所 (現任)                                                                                                                                                              | —          |

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)清水匡輔氏は、社外取締役候補者であります。

(注3)清水匡輔氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。  
清水匡輔氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見を有しております。それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に活かしたく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注4)清水匡輔氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年です。

(注5)当社は、清水匡輔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注6)当社は、清水匡輔氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役平野明人氏、小出豊氏及び山上欣二氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ひらのあきひと<br>平野明人<br>(1956年3月29日生) | 1998年5月 当社入社<br>2003年10月 当社経営企画部長<br>2008年4月 当社経営管理部長<br>2008年12月 当社取締役管理本部長<br>2014年10月 当社取締役経営管理部長<br>2016年7月 当社取締役<br>2016年12月 当社監査役(現任)                 | —          |
| 2     | こいでゆたか<br>小出豊<br>(1951年6月23日生)   | 1975年11月 監査法人太田哲三事務所入所<br>1984年1月 小出公認会計事務所を設立、代表(現任)<br>1998年3月 当社監査役(現任)<br>2007年6月 株式会社日本セラテック監査役<br>2011年6月 東京産業株式会社監査役<br>2017年6月 東京産業株式会社取締役監査等委員(現任) | 24,000株    |
| ※3    | もりたまさる<br>森田賢<br>(1952年9月22日生)   | 1976年4月 三井物産株式会社入社<br>2004年5月 株式会社アルク入社<br>2006年5月 株式会社アルク代表取締役社長<br>2009年5月 安井化学工業株式会社代表取締役社長<br>2014年5月 アルク化成株式会社代表取締役社長<br>2018年5月 株式会社アルク代表取締役社長(現任)    | —          |

※印は新任監査役候補者であります。

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 小出豊氏、森田賢氏は、社外監査役候補者であります。
- (注3) 小出豊氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。小出豊氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、長年の会計監査に基づく高度な知識と経験により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (注4) 森田賢氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。森田賢氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待して選任をお願いするものであります。
- (注5) 小出豊氏は、現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって21年9カ月であります。

- (注6) 当社は、小出豊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、森田賢氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (注7) 当社は、小出豊氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役大野信太郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金規程」の基準の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名                        | 略 歴                                   |
|----------------------------|---------------------------------------|
| おの の しん た ろ う<br>大 野 信 太 郎 | 2009年12月 当社取締役<br>2019年2月 当社専務取締役（現任） |

#### 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、2014年（平成26年）12月19日開催の定時株主総会において年額15,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。しかし、その後の経済情勢の変化や企業統治に係る情勢の変化その他諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額21,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はございません。



## 第6号議案 株式会社太陽の株式の取得(特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続きによる取得)の件

当社は、2019年11月14日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、株式会社太陽(以下、「太陽」といいます。)の株式を取得し、同社を完全子会社化すること(以下、「本件取引」といいます。)を決議いたしました。

本件取引により当社が株式を取得することとなる太陽は、当社の取引先である株式会社アルクの100%持株会社でもあり当社の株主でもあるアルク産業株式会社の代表取締役木本隆雄氏の資産管理会社であります。太陽の保有する資産の多くの部分が当社株式であることや、当社が機動的な資本政策の一つとして自己資金による自社株式の取得の検討を課題として認識している環境にあったこと等の理由により、株主の皆様への公平性及び取引の透明性の確保等の観点から、①会社法第156条、第160条、第161条及び同法第309条第2項第2号並びに当社定款第16条第2項の規定の趣旨を踏まえて行う特定の株主からの自己株式取得に準じた手続、並びに②当社の株式に係る議決権(太陽の株主の一定の関係者が有するもの(当社総議決権数に対する割合は約7.62%となります。))を除きます。)の過半数を有する株主の皆様にご賛成を得られることを本件取引実施の条件とすることが適切と考えております。

つきましては、株主の皆様にご本件取引についてのご承認をお願いするものであります。

### 1. 株式の取得の理由

当社は、株主の皆様に対して連結配当性向50%を堅持することを基本方針とし、中長期的安定成長と安定利益の実現に向け努めております。内部留保資金の用途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする考えであります。

また、資本効率の向上、経営環境に対応した機動的な資本政策の一つとして自己資金による自社株式の取得の検討を課題として認識しております。

そのような折、2019年2月頃、アルク産業株式会社の代表取締役木本隆雄氏より、その資産管理会社である太陽(2019年11月14日現在の当社株式の保有株式数は350,000株であり、当社発行済株式総数13,772,400株に対する割合は約2.5%となります。)の株式を当社に譲渡したい旨の申し出がありました。また、その際には、太陽の保有する当社株式の評価については、市場価格に一定のディスカウント率を乗じることとする旨も併せて申し出がありました。

このような状況を踏まえ、当社といたしましては、当社が太陽の株式を取得しない場合には、太陽の保有する当社株式が短期間に大量に市場売却されることにより、当社株価が下落し、株主の皆様にご不測の不利益が生じるおそれがあるこ

と、太陽の保有する当社株式の評価に係る取引条件についても、本件取引には十分経済合理性があること等の理由から当社の財務状況も考え合わせた上で、上記の申し出に関して具体的な検討を進めてまいりました。

その結果、当社といたしましては、上記の申し出に応じて当社が太陽の株式を取得することにより、①当社の1株当たり当期純利益（EPS）の増加を通じた株主価値の向上に資するとともに、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながることで、②実質的に市場価格からディスカウントした価格で自己株式を取得することができ、市場取引による場合よりも低い価格による自己株式の取得が可能となること、③太陽の保有する当社株式が大量に市場売却されることにより株主の皆様の不測の不利益が生じるおそれを回避できること等から、本件取引は、当社及び当社株主全体の利益に資するものと判断いたしました。

また、太陽の株式取得に要する資金については、その金額を自己資金により充当する予定であります。2019年9月末における当社連結ベースの現金及び預金は9,018百万円であり、当該株式取得に要する資金は現状の現預金水準で十分にまかなえる範囲であることに加え、今後も営業活動から生み出されるキャッシュ・フローが一定程度蓄積されるものと見込まれることから、財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

また、太陽が保有する当社株式の処分等につきましては、同社がアルク産業株式会社の代表取締役木本隆雄氏の資産管理会社であり、その資産の多くの部分が当社株式であることや、当社株式の保有を主たる事業としており、実質的に事業を行っていないことから、当社が太陽を子会社化した後には、当社を存続会社として太陽を吸収合併し、それに伴って、当社が太陽の保有する当社株式を自己株式として保有することを検討しており、本件取引の株主総会ご承認をいただき、太陽を子会社化した後速やかに結論を出し、開示いたします。

なお、当社監査役山上欣二は当社取引先でもある株式会社アルクの元取締役副社長であり、本件取引に関して特別利害関係を有することから、本件取引に関する当社取締役会の審議・意見表明には参加しておりません。

## 2. 本件取引の内容

### (1) 取得する株式の種類

太陽普通株式

### (2) 取得する株式の数

53,636株

### (3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

太陽の保有する当社株式の評価につきましては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格を上回らない価格で当社株式を評価することとしております。

具体的には、2019年8月14日から2019年11月13日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格に0.80を乗じた額である3,694円と、第63期定時株主総会開催日前日である2019年12月19日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格（ただし、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）に0.80を乗じた額を比較し、低い方の金額といたします。

太陽の株式の取得価額につきましては、太陽の保有する当社株式以外の資産については第三者機関の算定した評価額を基にし、当社株式については上記のとおり評価して算定することとしております。

なお、現時点で把握し得る、2019年8月14日から2019年11月13日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格に0.80を乗じた額をもって太陽の保有する当社株式を評価した場合の、太陽の株式の取得価額の概算額は1,591百万円となります。

(5) 取得する相手方

株式会社太陽 代表取締役木本隆雄氏及びその親族2名

(6) 取得することができる期間

本定時株主総会終結の日から2020年1月6日まで

(7) その他

本件取引の実施に当たっては、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行う予定ですが、太陽の保有資産のうち、当社株式の評価につきましては、(4)に記載しましたとおり、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるもの（第63期定時株主総会開催日前日である2019年12月19日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格）を超えないため、取得の相手方以外の当社の株主様には、会社法第160条第2項及び第3項に準じた売主追加請求権は生じません。

以上

# 株主総会会場ご案内

## 会場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

## 交通案内

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅 (A1出口)  | 徒歩3分 |
| 地下鉄都営三田線 神保町駅 (A8出口)       | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 竹橋駅 (北の丸公園側出口 1b) | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 九段下駅 (6番出口)       | 徒歩7分 |

